

議案第 6 8 号

利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の
一部を改正する条例

利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和 4 1 年
利根町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条及び第 1 3 条を次のように改める。

（報酬）

第 1 2 条 団員の報酬は，次の表のとおりとする。

職名	年額報酬
団長	1 4 5， 0 0 0 円
副団長	7 3， 0 0 0 円
本部長	7 3， 0 0 0 円
方面隊長	7 3， 0 0 0 円
本部員	6 1， 0 0 0 円
分団長	5 4， 0 0 0 円
副分団長	4 2， 0 0 0 円
部長	3 7， 0 0 0 円
班長	3 7， 0 0 0 円
団員	3 6， 5 0 0 円

2 報酬は，団員が年の途中において任用されたとき又は退職，失職，休
団若しくは死亡によりその職を離れたときは，月割により支給する。

（費用弁償）

第 1 3 条 団員が，水火災等の職務に従事する場合においては，次の表の
とおり費用弁償を支給する。

区分	単位	金額
水火災	1 回 4 時間未満	4， 0 0 0 円
	1 回 4 時間以上	8， 0 0 0 円

警戒	1 回	2, 4 0 0 円
訓練	1 回	2, 4 0 0 円
会議	1 回	2, 0 0 0 円

- 2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合，団長，副団長，本部長，本部員，分団長は一般職 6 級相当職，副分団長，部長，班長については 4 級，団員については 2 級相当職とみなし，費用弁償を支給する。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、提案する。